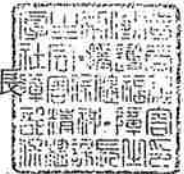




各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課長



「指定自立支援医療機関の指定について」の一部改正について

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定については、「指定自立支援医療機関の指定について」（平成18年3月3日障精発第0303005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）の指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領（別紙1）及び指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定要領（別紙2）により実施されているところであるが、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害者保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）により、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）が改正され、法律の名称を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるとともに、併せて同法に基づく政省令等が改正され、平成25年4月1日施行されること等に伴い、別添のとおり当該通知の一部を改正したので、貴管内市町村を含め関係者及び関係団体に対する周知方につきご配慮願いたい。

○指定自立支援医療機関の指定について（平成18年3月3日付け障精発第0303005号厚生労働省社会・援護局障害福祉部精神保健福祉課長通知）
 （傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>別紙1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領 第1 指定・変更・更新の申請及び変更の届出の事務 1 指定・変更の申請の事務 (1)法第59条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）からの<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第57条各項に規定する申請書（以下「申請書」という。）は、別紙様式1により医療機関（診療所、薬局、指定訪問看護事業者等）<u>指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者</u>を含む。）の所在地の都道府県知事（指定都市、中核市）<u>にあつては市長</u>。以下同じ。）へ提出させること。 なお、指定の申請の際に、育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望している場合は、申請書にその旨を明記させることとし、特段の申出がない場合には、育成医療及び更生医療双方の申請があつたものとして取り扱うこと。 (2)・(3) (略) 2～4 (略)</p> <p>第2 審査（確認） 審査（確認）については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。 1 (略) 2 患者やその家族の要望に応えて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カ</p>	<p>別紙1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領 第1 指定・変更・更新の申請及び変更の届出の事務 1 指定・変更の申請の事務 (1)法第59条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）からの<u>障害者自立支援法</u>施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第57条各項に規定する申請書（以下「申請書」という。）は、別紙様式1により医療機関（診療所、薬局、指定訪問看護事業者等及び指定居宅サービス事業者を含む。）の所在地の都道府県知事（指定都市、中核市）<u>にあつては市長</u>。以下同じ。）へ提出させること。 なお、指定の申請の際に、育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望している場合は、申請書にその旨を明記させることとし、特段の申出がない場合には、育成医療及び更生医療双方の申請があつたものとして取り扱うこと。 (2)・(3) (略) 2～4 (略)</p> <p>第2 審査（確認） 審査（確認）については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。 1 (略) 2 患者やその家族の要望に応えて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カ</p>

ウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所においては、自立支援医療を行うため、担当しよ
うとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分
な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜
科が示されていること。

なお、特に必要とされる体制及び設備は次のとおりであること。

- (1) ～ (7) (略)
- (8) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指
定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条
第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定す
る訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する
**指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予
防訪問看護を行う者に限る。）**にあつては、原則として現に育成医療又
は更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基
づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、
必要な職員を配置していること。

ウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所においては、自立支援医療を行うため、担当しよ
うとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分
な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜
科が示されていること。

なお、特に必要とされる体制及び設備は次のとおりであること。

- (1) ～ (7) (略)
- (8) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指
定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条
第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定す
る訪問看護を行う者に限る。）にあつては、原則として現に育成医療又
は更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基
づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、
必要な職員を配置していること。

様式1-(3)

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書
（指定訪問看護事業者等）

指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事業者	名称	
	主たる事務所の所在地	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
	職名	
名称		
訪問看護ステーション等	所在地	
職員の定数		(別紙1)
役員の氏名、生年月日及び住所		(別紙2)

上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定されたく申請する。
また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいづれにも該当しないことを誓約する。

指定居宅サービス事業者
指定訪問看護事業者
指定介護予防サービス事業者

所在地
名称
代表者

印

〇〇〇〇〇〇 殿

※（略）

様式1-(3)

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書
（指定訪問看護事業者等）

指定居宅サービス事業者 ・指定訪問看護事業者	名称	
	主たる事務所の所在地	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
	職名	
名称		
訪問看護ステーション等	所在地	
職員の定数		(別紙1)
役員の氏名、生年月日及び住所		(別紙2)

上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定されたく申請する。
また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいづれにも該当しないことを誓約する。

指定居宅サービス事業者
指定訪問看護事業者

所在地
名称
代表者

印

〇〇〇〇〇〇 殿

※（略）

(誓約項目)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く)に該当しないことを誓約すること。

1 (略)

2 第5号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉法、介護保険法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日を経過していない。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律(労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなつた日を経過していない。

4 第6号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1)・(2) (略)

5 第8号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分しないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

(誓約項目)

障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く)の規定関係

1 (略)

2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日を経過していない。

3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1)・(2) (略)

4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分しないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第9号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定のある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人(指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又はその申出に係る法人でない者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

10 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

5 第9号関係

申請者が障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人(事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又はその申出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

(別紙 1)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定
老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第 8 条第 4
項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サ
ービス（介護保険法第 8 条の 2 第 4 項に規定する介護予防訪問
看護に限る。）に従事する職員の定数

職	種	定	数

(備考) (略)

(別紙 2) (略)

(別紙 1)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定
老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第 8 条第 4
項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職	種	定	数

(備考) (略)

(別紙 2) (略)

様式 2 - (3)

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書
 （指定訪問看護事業者等）

指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事業者	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	代 表 者	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
	職名	
訪問看護ステーション 等	名 称	
	所在地	
	職員の定数	(別紙 1)
役員の氏名、生年月日及び住所		(別紙 2)

様式 2 - (3)

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書
 （指定訪問看護事業者等）

指定居宅サービス事業者 ・指定訪問看護事業者	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	代 表 者	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
	職名	
訪問看護ステーション 等	名 称	
	所在地	
	職員の定数	(別紙 1)
役員の氏名、生年月日及び住所		(別紙 2)

上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき事項に変更が生じたため届出を行う。

年 月 日

指定居宅サービス事業者
指定訪問看護事業者
指定介護予防サービス事業者

所在地
名称
代表者

〇 〇 〇 〇 殿

印

※ (略)

(別紙1)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職 種	定 数

(備考) (略)

(別紙2) (略)

上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。

年 月 日

指定居宅サービス事業者
指定訪問看護事業者

所在地
名称
代表者

〇 〇 〇 〇 殿

印

※ (略)

(別紙1)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職 種	定 数

(備考) (略)

(別紙2) (略)

様式3-1(3)

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書
（指定訪問看護事業者等）

指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事業者	名	称
	主たる事務所の所在地	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
代表者		職名
名		称
訪問看護ステーション等		所在地
職員の定数の変更の有無		有 ・ 無
役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無		有 ・ 無
上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新されたく申請する。 また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいづれにも該当しないことを誓約する。		
年	月	日
指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事業者		所在地 名称 代表者
〇〇〇〇 殿		印

※（略）
※（略）

様式3-1(3)

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書
（指定訪問看護事業者等）

指定居宅サービス事業者 ・指定訪問看護事業者	名	称
	主たる事務所の所在地	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
代表者		職名
名		称
訪問看護ステーション等		所在地
職員の定数の変更の有無		有 ・ 無
役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無		有 ・ 無
上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新されたく申請する。 また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいづれにも該当しないことを誓約する。		
年	月	日
指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者		所在地 名称 代表者
〇〇〇〇 殿		印

※（略）
※（略）

(誓約項目)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く)に該当しないことを誓約すること。

1 (略)

2 第5号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉法、介護保険法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日を経過していない。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律(労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなつた日を経過していない。

4 第6号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1)・(2) (略)

5 第8号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの日又は処分をしないことを行法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

(誓約項目)

障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く)の規定関係

1 (略)

2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日を経過していない。

3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1)・(2) (略)

4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの日又は処分をしないことを行法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第9号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人(指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又はその申出に係る法人でない者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

10 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。
(別紙1)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス(介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)若しくは指定介護予防サービス(介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護に限る。)に従事する職員の定数

5 第9号関係

申請者が障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人(事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又はその申出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。
(別紙1)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス(介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)に従事する職員の定数

職	種	定	数
(備考) (略)	(備考) (略)	(備考) (略)	(備考) (略)
(別紙2) (略)	(別紙2) (略)	(別紙2) (略)	(別紙2) (略)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定要領

第1 指定・更新の申請及び変更の届出の事務

1 指定申請の事務

(1) 法第59条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）からの規則第57条各項に規定する申請書（以下「申請書」という。）は、別紙様式1により医療機関（診療所、薬局、指定訪問看護事業者等、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を含む。）の所在地の都道府県知事（指定都市にあつては市長。以下同じ。）へ提出させること。

(2) (略)

2～4 (略)

第2 審査（確認）

審査（確認）については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

1～4 (略)

5 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定要領

第1 指定・更新の申請及び変更の届出の事務

1 指定申請の事務

(1) 法第59条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）からの規則第57条各項に規定する申請書（以下「申請書」という。）は、別紙様式1により医療機関（診療所、薬局、指定訪問看護事業者等及び指定居宅サービス事業者を含む。）の所在地の都道府県知事（指定都市にあつては市長。以下同じ。）へ提出させること。

(2) (略)

2～4 (略)

第2 審査（確認）

審査（確認）については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

1～4 (略)

5 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）にあつては、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書
 (指定訪問看護事業者等)

指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事業者	名	称
	主たる事務所の所在地	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
代表者	職名	
訪問看護ステーション等	名	称
	所在地	
	職員の定数	(別紙 1)
役員の氏名、生年月日及び住所		(別紙 2)

上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定されたく申請する。
 また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいづれにも該当しないことを誓約する。

指定居宅サービス事業者
 指定訪問看護事業者
 指定介護予防サービス事業者

所在地
 名称
 代表者

印

〇 〇 〇 〇 殿

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書
 (指定訪問看護事業者等)

指定居宅サービス事業者 ・指定訪問看護事業者	名	称
	主たる事務所の所在地	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
代表者	職名	
訪問看護ステーション等	名	称
	所在地	
	職員の定数	(別紙 1)
役員の氏名、生年月日及び住所		(別紙 2)

上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定されたく申請する。
 また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいづれにも該当しないことを誓約する。

指定居宅サービス事業者
 指定訪問看護事業者

所在地
 名称
 代表者

印

〇 〇 〇 〇 殿

(誓約項目)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く)に該当しないことを誓約すること。

1 (略)

2 第5号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律(労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保に関する法律)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第6号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1)・(2) (略)

5 第8号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの日又は処分をしないこと(第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないこと)を決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

(誓約項目)

障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く)の規定関係

1 (略)

2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1)・(2) (略)

4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの日又は処分をしないこと(第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないこと)を決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第9号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の前日60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

10 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

(別紙1)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問

5 第9号関係

申請者が障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の前日60日以内にその申出に係る法人（事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

(別紙1)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

看護に限る。)に従事する職員の定数

職	種	定	数

(備考) (略)
(別紙2) (略)

職	種	定	数

(備考) (略)
(別紙2) (略)

様式 2 - (3)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）変更届出書
 (指定訪問看護事業者等)

指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事業者	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
代表者	職名	
	名 称	
訪問看護ステーション等	所在地	
	職員の定数	(別紙 1)
	役員の氏名、生年月日及び住所	(別紙 2)

様式 2 - (3)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）変更届出書
 (指定訪問看護事業者等)

指定居宅サービス事業者 ・指定訪問看護事業者	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
代表者	職名	
	名 称	
訪問看護ステーション等	所在地	
	職員の定数	(別紙 1)
	役員の氏名、生年月日及び住所	(別紙 2)

上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき変更の届出を行う。

年 月 日

指定居宅サービス事業者
指定訪問看護事業者
指定介護予防サービス事業者

所在地
名称
代表者

〇 〇 〇 〇 殿

印

※（略）

（別紙1）

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職 種	定 数

（備考）（略）

（別紙2）（略）

上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき変更の届出を行う。

年 月 日

指定居宅サービス事業者
指定訪問看護事業者

所在地
名称
代表者

〇 〇 〇 〇 殿

印

※（略）

（別紙1）

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職 種	定 数

（備考）（略）

（別紙2）（略）

様式3-(3)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書
 (指定訪問看護事業者等)

指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事業者	名称	
	主たる事務所の所在地	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
代表者	職名	
訪問看護ステーション等	名称	
所在地		
職員の定数の変更の有無		有・無
役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無		有・無
上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新されたく申請する。 また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいづれにも該当しないことを誓約する。		
年	月	日
指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事業者 所在地 名称 代表者		
※ ○ ○ ○ ○ 殿 (略)		

印

様式3-(3)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書
 (指定訪問看護事業者等)

指定居宅サービス事業者 ・指定訪問看護事業者	名称	
	主たる事務所の所在地	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
代表者	職名	
訪問看護ステーション等	名称	
所在地		
職員の定数の変更の有無		有・無
役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無		有・無
上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新されたく申請する。 また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいづれにも該当しないことを誓約する。		
年	月	日
指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 所在地 名称 代表者		
※ ○ ○ ○ ○ 殿 (略)		

印

(誓約項目)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く)に該当しないことを誓約すること。

1 (略)

2 第5号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律(児童福祉法、歯科医師法、医師法、歯科医
療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉法、介護保険法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日を経過していない。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律(労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなつた日を経過していない。

4 第6号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1)・(2) (略)

5 第8号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

(誓約項目)

障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く)の規定関係

1 (略)

2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医
療法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉法、介護保険法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日を経過していない。

3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1)・(2) (略)

4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第9号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人(指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又はその申出に係る法人でない者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

10 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

(別紙1)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス(介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)若しくは指定介護予防サービス(介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護に限る。)に従事する職員の定数

5 第9号関係

申請者が障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人(事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又はその申出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

(別紙1)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス(介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)に従事する職員の定数

職 種	定 数
(備考) (略)	
(別紙2) (略)	

職 種	定 数
(備考) (略)	
(別紙2) (略)	